

第七回 参議院大蔵委員会會議録第四十二号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)
午前十一時十四分開会

本日の會議に付した事件

○配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(木内四郎君) これより大蔵委員会を開きます。配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案を議題といたします。御質疑がある方は……

○森下政一君 ひとり配炭公団と言わず、法案として出ております油糧配給公団、或いは肥料配給公団、すべて同断だと思ふのでありますが、不足勝ちな物資を政府関係機関であるこれ等の公団が一手に購入して、更にその公団の手を通じて末端にまで配給するという機構になつておるものであつて、その運営が適正であれば、元来損失金などというものは、私は出ないものだと思ふのですが、その点どうですか。

○委員長(木内四郎君) 配炭公団の清算人、大蔵事務官の加藤八郎君ですが、説明員として説明を聴かれることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) ではどうぞ。

○説明員(加藤八郎君) 只今のお話の損失の点でございますが、外の公団は別といたしまして、配炭公団について申し上げますと、この公団の損失の内容は、大体この商品の面における損失、それから回収不能が生ずるといふ回収面

における損失並びにこれを解散後において処理するための経費というふうなものが、大体損失の内容になつておるのでございまして、お説にございまして、非常にまあ理想的な運営というところで、うまく行きますならば、或は、損失が生じなくても済むようなことに終つたかと存するのでございしますが、私が清算人になりました、この清算を担当するようになりましたから、内容を見ますと、まあこの商品の面における損失が一番大きいのでございしますが、これは何と申しまして、公団が解散の時期までに非常に大きな貯炭ができたということが、最も大きな原因であると思ふのでございします。大体従来の実績を見ますと、公団の貯炭として、例えば昨年の一月あたりまでは、精々貯炭が百万トンにならなかつた、四、五十万トンから多くなつて百万トンという数字で終つておつたのでございしますが、生産が順調に進んで参つたその半面、需要がそれに伴わなかつたというふうな状況からいたしまして、公団の貯炭が毎月殖えて参りまして、遂に解散当時の昨年の九月十五日現在におきましては、石炭が五百三万トン、これが大体その当時の我が国の石炭の消費量といたしましては、全消費量の二ヶ月分くらいに當る数量でございします。それからコークスが大体四十四万トンでございまして、これはその当時の全国の消費量の約四ヶ月分に當るのでございします。こういう大きな貯炭が、而も品質が非常にま

あ統制時代の規格でございまして、よくなかつた、殊にこの長期の保管のために相当品傷みがある、又こういう急激な貯炭でございしますから、貯炭場の置く場所がないというふうな状況から、無理をして、いろいろ今まで細であつたところに貯炭場を置いて、貯蔵しなければならぬというふうな状況でございしますし、又その貯炭場が市場から見て遠くにあるというふうな状況にありますので、この統制撤廃後におきまして、精選された新しい生産品に比べますと、非常に品物が悪い、又見劣りするというふうなことから、生産後におきましてこの処分が価格の点において非常に値下りを來たしておるといふような状況から参つたのでございします。又この売却金等につきましては、従来公団におきましては、債権の償却というふうなことを毎期やつておりませんので、結局解散のときに當時約百九十億の売却金があつたのでございしますが、この回収に當りますと、昨今の金詰り等から倒産するものが出て来る、或いは事業不振でとても払えなくなるといふような見通しのものがございまして、やはりその面におきまして参るのでございします。且公団開始以来の大きな売却金の中からそういう回収不能額が生じて来る、大体公団開始以来売却高が二千億程度ございしましたわけでありまして、そういう長い間の売却金の回収不能が生じて来るというふうな状況でございまして、公団の

欠損をいたしましたは、我々清算以来努力して参りましたのでございします。が、欠損を見ざるを得ないような状況に相成りまして、誠に申し訳ないと思つております。

○森下政一君 一体只今の御説明で大体どういふわけであらうか。大きな損失が生じたんだという経緯は了承できるのですが、併しながらこの全消費量の二ヶ月になん／＼とする石炭と貯炭、或いは全消費量の四ヶ月に及ぶコークスの貯えができる、そういうふうなことになるて来ると、早晩最早そういう情勢の起る前に、配炭公団というものが不必要な存在になつておる情勢が察知できた筈なんで、そういうふうなことを見ない先に統制を撤廃するといふふうな適当な措置が政府によつて講ぜられるべきだ。そうすることによつて今仰しやるような無理な貯炭場を設けるというふうなことを排除することとができたのじやないかと思ふのですが、併しながらこれを在再日を空しくされたような傾向を見送つておるといふことのために、早晩公団解散の日に於いては、一般国民の負担においてその欠損を補わなければならぬようなこととなるんだということも十分その当時見通しのきくことなんでから、さようなことを排除する意味において、もつと早急な処置が必要じやないかと思ふんですが、その点はどうか。

○政府委員(石原周夫君) 只今のお尋ねに對しましては資源庁の方から、或いは安定本部の方からお答えするのが筋であるかと思ひますが、私共として考へておきますことを申し上げたいと思ひます。配炭公団が、御承知のように、できまして以来といふものは、従来ありました御でありますとか、乃至は小売といふような、炭を捌きます機構といふものは、相当久しきに亘りまして、なくなつておつたわけでございます。小規模の炭につきましての小扱いになつたわけでありまして。大きな扱い商といふものは日本石炭が直接買取を開始して以來久しきに亘りてなかつたのであります。おつしやいますように、私共なんぞは財政の見方からいたしまして、石炭の需給状況が相当従来と變つて参つたという時期に、できるだけ早く配炭公団をなくそうじやないか、或いは買取の操作といふものをできるだけ早く止めようじやないかといふことを申したのであります。が、何分にも従来非常に大きな機構を持ちまして全国に亘りまして、石炭の配給の仕事をやつておりましたものを、一朝にして普通の卸売機構に切り替へますのには相當の期間が要る、その間の、何と申しますか、繋ぎを付けて参るといふことのために、この配炭公団で扱うことを止めようじやないかといふことに相成りましてから、やはり一月、二月といふものはそういうことと受入れ態勢を整へるというこのために取られたのであります。その間におきます石炭の生産の状況乃至は引

○波多野鼎君　つまり石炭業者は、掘れば掘つただけ直ぐ公団に渡してしまいたいという方針をずつと採つて来ておるわけです、二十四年の一月頃から……ところが今度は石炭の需要者の方を見ると、できるだけ買いたくないという態度をはつきり見せて来ておる。この頃から、二十四年の一月頃から、即ち業者の持つておる手持、例えば二十四年の一月には六十万トシしかなかった。段々段々手持を減らして行つておる。それに應じて公団の手持分

傾向を示して参りまして、資源庁とい
たしましては、この傾向に対しまして
適切な手を打たなければならないとい
う観点からいたしまして、低品位炭の
買取停止と、それから無煙燐石等の買
取停止の点につきまして、種々考究を
進めて参つたのであります。が、関係
方面等の意向もございまして、取敢ず
は無煙燐石の買取停止という手を講じ
まして、一般炭は依然として續けて参

つたのでありますが、昨年の六月にな
りまして国会に御審議をお願いいたし
まして、四千カロリー以下の低品位炭
の買取停止の法案の御審議をお願いし
たいのであります。ところが国会にお
きまして宇部、常盤を中心としたしま
する中小炭鉱に急激な衝撃を与えては
どうかというような御意見等もありま
して、宇部におきましては三千五百、
常盤におきましては三千七百カロリー

以下というふうには緩和された買取停止の措置が講ぜられて、公団廃止までの状態で進んで参るといふような状態にあるのであります。資源庁といたしましては極力低品位炭の貯炭の累増を喰止めたいというように努力をして参つたのでありますが、只今御説明申上げたような事情によりまして御承知のよ

うな結果になつておるわけでありま
す。非常に簡単でございますが、経過
を御説明申上げまして御了承を願ひた
いと存じます。

○波多野鼎君　昨日から要求している
資料が全部出るのを待ちましようか。

○委員長(木内四郎君)　尚波多野委員
が要求されたところに価格の変動も一
諸に入れて置いて下さい、参考になる
から。

○説明員(加藤八郎君)　只今回収不能

(目的)
第一章 総則

第一条 この法律は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「船主相互保険組合」(以下「組合」といふ)とは、木船相互保険組合及び船主責任相互保険組合をいう。

2 この法律において「木船相互保険組合」とは、漁船(漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)第一条第二項に定める漁船をいう。以下第七条第一項において同じ。)以外の木船の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶並びにその運航に伴つて生じる船舶所有者(船舶賃借人を含む。以下「船主」といふ)の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

3 この法律において「船主責任相互保険組合」とは、木船以外の船舶の所有者又は賃借人がその所有又は賃借する船舶の運航に伴つて生ずる船主の費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行うため、この法律に基いて設立した組合をいう。

4 この法律において「船舶の運航に伴つて生じる船主の費用及び責任」とは、左の各号に掲げるものをいう。

一 船舶がその運航に伴つて浮標、さん橋、ドック、海底電線、

漁具その他の物に加えた損害に
ついての船主の賠償責任

二 船舶の運航に伴つて生じる人
命救助費及び傷害疾病に対する
療養費であつて、船主が負担又
は賠償しなければならぬもの

三 船舶に伝染病が発生した場合
において、海港検疫法（明治三
十二年法律第十九号）第九條第
二項の規定に基き、船主が負担
すべき消毒その他の措置に要す
る費用

四 前各号に掲げるものの外、船
舶の運航に伴つて生じる費用で
船主の負担しなければならぬ
もの及び船舶の運航に伴つて生
じる損害についての船主の賠償
責任

（出資の最低限度）
第三條 組合員の組合に対する出資
の総額は、二百万円以上でなけ
ればならない。

（兼業の禁止）
第四條 木船相互保険組合は、第二
條第二項に定める損害保険事業以
外の事業を、船主責任相互保険組
合は、同條第三項に定める損害保
險事業以外の事業を行うことがで
きない。

（募集の制限）
第五條 組合は、手数料、報酬その
他の対価を支払つて、その役員、
組合員及び使用人以外の者は組合
員の募集委託してはならない。

（保険契約の移転等の禁止）
第六條 組合は、その保険契約を移
転し、又はその事業を譲渡するこ
とができない。

（組合員の資格）
第七條 木船相互保険組合の組合員
たる資格を有する者は、漁船以外
の木船の所有者又は賃借人で定款
で定める者に限る。

2 船主責任相互保険組合の組合員
たる資格を有する者は、木船以外
の船舶の所有者又は賃借人で定款
を定める者に限る。

（事業主体の制限）
第八條 この法律に基いて設立され
た組合以外の者は、第二條第二項
又は第三項に定める損害保険事業
を行つてはならない。但し、保険
業法（昭和十四年法律第四十一
号）第一條第一項（保険事業の
免許）又は外国保険事業者に関す
る法律（昭和二十四年法律第八
十四号）第三條第一項（免許）の
規定に基いてこれを行う者は、こ
の限りでない。

（名称）
第九條 組合は、その名称中に、左
の文字を用いなければならない。

一 木船相互保険組合にあつて
は、木船相互保険組合

二 船主責任相互保険組合にあつ
ては、船主責任相互保険組合
2 この法律に基いて設立された組
合以外の者は、その名称中に、前
項に掲げる文字又はこれに類似す
る文字を用いてはならない。

（法人格及び住所）
第十條 組合は、法人とする。

第十一條 組合は、政令で定めると
ころにより、登記しなければならない。
（登記）

2 前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記後でなければ、
これをもつて第三者に対抗するこ
とはできない。

第二章 設立
（発起人及び組合員）
第十二條 組合を設立するには、組
合員にならうとする七人以上の者
が発起人であることを要する。

2 組合は、十五人以上の組合員及
びその組合員の所有又は賃借する
百隻以上の船舶の目的たる船舶
（船舶の運航に伴つて生じる船主
の費用及び責任を保険契約の目的
とする場合においては、その船舶
以下同じ。）がなければ設立するこ
とができない。

（定款記載事項）
第十三條 発起人は、組合の定款を
作成し、これに左の事項を記載し
て署名しなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 組合員の資格に関する規定
四 組合員の加入及び脱退に関す
る規定
五 組合員に対する通知又は催告
に関する規定
六 出資一口の金額及びその払込
の時期
七 保険金の支払をすべき事由
八 保険金の削減及び保険料の追
徴に関する規定
九 前二号に掲げるものの外保険
契約に関する規定
十 組合員総会（以下「総会」と
いう。）に関する規定
十一 役員及び参事に関する規定
十二 剰余金の処分及び損失の処

理に関する規定
十三 事業年度
十四 公告の方法
十五 組合の負担に帰すべき設立
費用及び発起人が受くべき報酬
の額
十六 存立の時期又は解散の事由
を定めたときは、その時期又は
事由

（加入申込証）
第十四條 組合に加入しようとし
る者は、加入申込証二通に出資口
数並びに保険の目的たる船舶及び
保険契約の目的について第十六條
第二項第二号の事業方法書で定め
る事項及び保険金額を記載して署
名しなければならない。

2 設立の際の加入申込証は、発起
人が作り、左の事項を記載しなけ
ればならない。

一 定款に記載した事項
二 発起人の氏名又は名称及び住
所
三 出資及び保険料の払込の方
法、期限及び場所
四 一定の時期までに創立総会が
終らなかつたときは、加入の申
込を取り消すことができること
と。

3 組合の成立後の加入申込証は、
理事作り、左の事項を記載しなけ
ればならない。

一 設立の認可を受けた年月日
二 定款に記載した事項
三 役員及び参事の氏名及び住所
四 出資及び保険料の払込の方
法、期限及び場所
（創立総会）
第十五條 発起人は、定款作成後、

組合員にならうとする者を募り、
出資の金額及び保険料の全部若し
くは一部の払込が終了した者の数
及びその所有又は賃借する保険目
的たる船舶の数が第十二條第二項
に定める数以上に達したときは、
加入申込証に定める出資及び保険
料の払込の期限経過後、遅滞なく
創立総会を開かなければならぬ。

2 定款の承認、理事及び監事の選
任その他の設立に必要な事項の決
定は、創立総会の決議によらなけ
ればならない。

3 創立総会においては、定款を修
正することができる。但し、組合
員の資格に関する規定について
は、この限りでない。

4 理事及び監事は、組合員になら
うとする者（法人たる組合員にあ
つては、その業務を執行する役
員）のうちから選任する。

5 創立総会における議事は、組合
員にならうとする者（その出資の
金額及び保険料の全部若しくは一
部の払込を終了した者に限る。以
下第六項において同じ。）の半数以
上が出席し、その議決権の三分の
二以上で決する。

6 組合員にならうとする者は、創
立総会において、各自一個の議決
権を有する。

7 第三十三條及び第三十五條第二
項但書並びに商法（明治三十二年
法律第四十八号）第二百三十九條
第四項及び第二百四十條（特別利
害関係人の議決権）、第二百四十
四條（株主総会の議事録）及び第
二百四十七條から第二百五十三條

まで（株主総会の決議の取消）の規定は、創立総会に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、「船主相互保険組合法第十五條第五項」と読み替へるものとする。

（設立の認可申請）

第十六條 発起人は、創立総会終了の後、遅滞なく、主務大臣に設立の認可を申請してその認可を受けなければならない。

2 前項の場合において、発起人は、設立認可申請書に左に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一定款

二 事業方法書

三 保険料及び責任準備金算出方法書

四 加入申込証

五 出資及び保険料の払込のあつたことを証する書面

六 役員の名、住所及びその資格を証する書面

七 第三十八條第二項に定める組合員名簿

八 創立総会の議事録

九 事業開始後三年間の事業計画書

十 その他の主務大臣が必要と認める書類

8 前項第二号及び第三号に掲げる書類に記載すべき事項は、主務省令で定める。

4 組合が第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項を変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

（設立の認可）

第十七條 主務大臣は、前条第一項の設立の認可申請があつたときは、左の各号の一に該当する場合を除き、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められる場合には、その設立を認可しなければならない。

一 設立の手続又は前条第二項に掲げる書類の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するとき。

二 前条第二項に掲げる書類に重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているとき。

三 発起人、理事及び監事のうちに左の各号の一に該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終了後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 組合がこの法律の規定により設立の認可を取り消された場合において、当該処分があつた日の三十日以前に当該組合の理事又は監事であつた者で当該組合がその取消処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

ニ 第五十三條第一項の規定により解任された役員でその処分の日から五年を経過するまでのもの

ホ 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号

の一に該当するもの

2 保険業法第二条（免許に際しての供託金）の規定は、前項の設立の認可をしようとする場合に準用する。

3 主務大臣は、前項の設立の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、その旨を書面をもつて、設立認可申請者に通知しなければならない。

（成立の時期）

第十八條 組合は、前条第一項の設立の認可に因つて成立する。

（理事への事務引継）

第十九條 発起人は、第十七條第一項の設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（商法の準用）

第二十條 商法第九十三條、第九十四條及び第九十六條（発起人の責任）並びに第九十七條（発起人に対する訴）の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、第九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、第九十七條中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第三章 組合員

（加入及び保険契約の成立）

第二十一條 組合の設立の際組合員にならうとする者で、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、且つ、保険料の全部又は一部の払込が終了したものについては、組合の成立の時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

2 組合の設立の際組合員にならうとする者で、組合成立の時までに前項に定める払込を終了しないものについては、その加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、且つ、保険料の全部又は一部の払込が終了した時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

4 組合員は、組合員でない者を被保険者とする保険契約を当該組合との間に成立させることができない。

5 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当の理由がないのに、その加入を拒んではならない。

合の成立の時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

2 組合の設立の際組合員にならうとする者で、組合成立の時までに前項に定める払込を終了しないものについては、その加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込が終了し、又は組合員の持分の全部若しくは一部の譲渡を受け、且つ、保険料の全部又は一部の払込が終了した時、その者と組合との間に保険契約が成立し、その者は、組合員となる。

4 組合員は、組合員でない者を被保険者とする保険契約を当該組合との間に成立させることができない。

5 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当の理由がないのに、その加入を拒んではならない。

（出資）

第二十二條 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 組合に加入しようとする者は、その引き受けた出資の全額を一時に払い込まなければならない。

3 出資は、金銭以外の財産であることをできない。

4 出資一口の金額は、均一でなければならない。

5 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえてはならない。

6 組合員は、出資口数にかかわらず、総会において各自一個の議決権を有する。

7 組合の債務に關する組合員の責任は、この法律で別に定める場合を除いては、その出資額及び保険料を限度とする。

8 組合員は、出資及び保険料の払込について、相殺をもつて組合に對抗することができない。

（持分及び保険の目的等の譲渡）

第二十三條 組合員は、組合の承諾を得て、組合員又は組合員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡することができる。

2 前項の場合において、譲受人が組合員たる資格を有する者であるときはその者は、加入につき組合の承諾を得て、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の全部又は一部を払いこまなければならない。但し、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基づく権利義務を承継したときは、この限りでない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員が保険の目的たる船舶を譲渡した場合において、譲受人が組合員であるときは、譲受人は、その船舶について、譲渡人の保険契約に基づく権利義務を承継する。この場合においては、譲受人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

5 前項の場合において、譲受人が

組合員たる資格を有する者であるときは、譲受人は、加入につき組合の承諾を得て、その保険の目的たる船舶について、保険契約に基づく譲渡人の権利義務を承継することができ、この場合において譲受人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

6 前二項の場合において、譲受人が組合員及び組合員たる資格を有する者以外であるときは、商法第六百五十条第一項（保険の目的の譲渡）の規定は、準用しない。

（持分及び保険の目的等の承継）
第二十四条 組合員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人が組合員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければならない。

2 前項の場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき組合の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。この場合においては、承継人は、遅滞なく、定款で定めるところにより、保険料の

全部又は一部を払い込まなければならない。但し、保険の目的たる船舶を譲り受け、又は承継し、且つ、その船舶について、譲渡人又は被承継人の保険契約に基づく権利義務を承継したときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、保険の目的たる船舶を承継した相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が組合員でないときは、承継人は、加入につき組合の承諾を得て、組合員となることができ、この場合においては、遅滞なく、定款で定めるところにより、その引き受けた出資の全額を払い込まなければならない。但し、持分を譲り受け、又は承継したときは、この限りでない。

4 前二項の場合において、承継人は、被承継人の死亡又は解散の時において、組合員になつたものとみなす。

5 第三項の場合において、承継人が組合員とならなかつたときは、その承継した保険の目的たる船舶についての保険契約は、被承継人の死亡又は解散の時において消滅する。

（持分共有の禁止）
第二十五条 組合員は、持分を共有することができない。

2 前条第一項又は第二項の場合において、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人又は受遺者の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ同条第一項又は第二項の規定を適用する。

（組合の持分取得禁止）
第二十六条 組合は、組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的としてこれを受けることができない。但し、組合が権利を行使するため必要なときは、この限りでない。

2 組合が前項但書の規定によつて組合員の持分を取得し、若しくは質権の目的として受けたときは、なるべく速かに、これを処分しなければならない。

（脱退）
第二十七条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度末において、組合を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

3 組合員は、第一項及び第二十九条第一項に定める場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一 定款で定める組合員たる資格の喪失

二 除名

三 死亡又は解散

四 持分全部の譲渡

5 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもちてその者に対抗することができない。

6 組合員が、第一項若しくは第三項（第五号に掲げる事由に因る脱退の場合を除く。）及び第二十九条第一項の規定によつて脱退したときは、その組合員の保険契約は、消滅する。但し、第三項第三号に掲げる事由に因る脱退の場合において、その組合員の保険契約に基づく権利義務の承継人があるときは、この限りでない。

（持分の払戻）
第二十八条 脱退した組合員は、定款で定めるところにより、その持分の払戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する事業年度末における組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

4 第一項及び第三項に規定する請求権は、脱退後二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した組合員が組合に対しまだ弁済期に達していない債務を負担する場合には、組合は、その債務が弁済期に達するまでは、持分の払戻を停止することができる。

えた債権者は、事業年度末において、その組合員を脱退させることができる。この場合において、債権者は、組合及びその組合員に対して三月前までに予告しなければならない。

2 商法第九十条（持分の差押）及び第九十一条第二項（予告の失効）の規定は、前項の場合について準用する。

第四章 機関

（総会の招集）
第三十条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。

3 五分の一以上の組合員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時総会招集の手続をしないときは、監事は、直ちにその手続をしなければならない。

5 監事が正当の理由がないのに、前項の手続をしないときは、第三項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時総会の招集をすることができる。

6 総会の招集は、会日より十日前までに、会議の目的たる事項を示して、組合員に通知しなければならない。

設立の認可を取り消すことができ
る。

2 保険業法第十二条第二項から第
四項まで（聴聞）の規定は、主務
大臣が前項の処分をしようとする
場合に準用する。この場合におい
て、同条第三項及び第四項の規定
中「保険会社」とあるのは「組合」
と読み替へるものとする。

（主務大臣及び権限の委任）

第五十四条 この法律及びこの法律
において準用する保険業法中「主
務大臣」とあるのは、木船相互保
險組合については、大蔵大臣及び
運輸大臣とする。但し、第十六条
第四項（同条第二項第三号に掲げ
る書類に定めた事項の変更の場合
に限る）、第三十五条第二項但書
（第十五条第七項において準用す
る場合を含む）、第四十一条第一
項、第五十条第一項及び第五十一
条（第十六条第二項第三号に掲げ
る書類に定めた事項の変更の場合
に限る。）中「主務大臣」とある
のは、大蔵大臣とする。

2 この法律及びこの法律において
準用する保険業法中「主務大臣」
とあるのは、船主責任相互保険組
合については、大蔵大臣とする。

3 大蔵大臣は、政令で定めるとこ
ろにより、前二項の規定による権
限の全部又は一部を財務局長又は
財務長に、運輸大臣は、政令で定
めるところにより、第一項の規定
による権限の全部又は一部を海運
局長又は海運支局長に行わせるこ
とができる。

4 この法律において「主務省令」
とあるのは、「大蔵省令、運輸省

令」とする。

第八章 雑則

（私的独占禁止法等との関係）

第五十五条 この法律の規定は、私
的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律（昭和二十二年法律
第五十四号）及び事業者団体法
（昭和二十三年法律第九十一号）
第三条の規定の適用並びに組合の
行為がその固有の業務を遂行する
に必要な範囲をこえる場合若しく
は組合の事業活動が組合員の間に
おける競争を減殺することとなる
場合における事業者団体法（第三
条を除く。）の適用又はこれらの法
律に基き公正取引委員会が行使す
る権限を排除し、変更し、又はこ
れらの影響を及ぼすものと解釈し
てはならない。

第九章 罰則

第五十六条 組合の役員がいかなる
名義をもつてするを問わず、組合
の事業の範囲外において、貸付を
し、若しくは手形の割引をし、又
は投機取引のために組合の財産を
処分したときは、三年以下の懲役
若しくは二十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十
年法律第四十五号）の正条がある
場合には、適用しない。

第五十七条 第八条の規定に違反し
た者は、一年以下の懲役若しくは
十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

2 法人（法人でない社団又は財団
で代表者又は管理人の定のあるも
のを含む。以下本項において同
じ。）の代表者又は代理人、使用

人その他の従業者がその法人の業
務に關して前項の違反行為をした
ときは、行為者を罰する外、その
法人に對して同項の罰金刑を科す
る。但し、法人の代理人、使用人
その他の従業者の当該違反行為を
防止するため当該業務に對し相当
の注意及び監督が尽されたことの
証明があつたときは、その法人に
ついては、この限りでない。

3 前項の規定により法人でない社
団又は財団を処罰する場合におい
ては、その代表者又は管理人がそ
の訴訟行為につきその社団又は財
団を代表する外、法人を被告人と
する場合は刑事訴訟に関する法律
の規定を準用する。

第五十八条 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第四十九条の規定による報告
をせず、若しくは帳簿書類を提出
せず、又は虚偽の報告をし、
若しくは虚偽の記載をした帳簿
書類を提出した者

二 第五十条第二項の規定による
検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、又は質問に對して虚偽の
答弁をした者

第五十九条 左の各号の一に該当す
る場合においては、組合の発起
人、理事、監事、参事、清算人又
は第五十二条第二項において準用
する保険業法第一百一条第一項の規
定により選任された保険管理人
は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律又はこの法律におい
て準用する保険業法の規定に基
いて主務大臣の命令に違反

したとき。

二 第四条の規定に違反したと
き。

三 第五条の規定に違反したと
き。

四 第六条の規定に違反したと
き。

五 第十六条第四項の規定に違反
して、認可を受けないで同条第
二項第一号から第三号までに掲
げる書類に記載した事項を変更
したとき。

六 第三十五条第二項但書（第十
五条第七項において準用する場
合を含む。）の規定に違反して、
認可を受けないで理事又は監事
を選任したとき。

七 第四十一条第一項の規定に違
反して書類を提出しなかつたと
き。

八 第四十二条、第四十八条第一
項において準用する商法第二百三
十一条、保険業法第七十五条若
しくは第七十六条の規定又は定
款の定に違反して、剰余金若し
くは残余財産を分配し、又は組
合財産を処分したとき。

九 第四十三条又は第四十七条の
規定に違反して認可を受けない
で保険金を削減し、又は保険料
を追徴したとき。

十 第四十四条第二項において準
用する保険業法第六十三条の規
定に違反して、準備金を積み立
てず、又は使用したとき。

十一 第四十四条第二項において
準用する保険業法第八十八条の
規定に違反して、責任準備金の
計算をせず、又はこれを帳簿に

記載しなかつたとき。

十二 第四十八条第一項において
準用する商法第二百二十四条第三
項の規定に違反して破産宣告を
請求することを怠つたとき。

十三 清算の終了を遅延せしめる
目的で、第四十八条第一項にお
いて準用する商法第四百二十一
条第一項の期間を不当に定めた
とき。

十四 第四十八条第一項において
準用する商法第四百二十三条の
規定に違反して債務の弁済をし
たとき。

第六十条 左の各号の一に該当す
る場合においては、組合の発起人、
理事、監事、参事、清算人又は第
五十二条第二項において準用する
保険業法第一百一条第一項の規定に
より選任された保険管理人は、一
万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律におい
て準用する保険業法若しくは商
法の規定に定める公告若しくは
届出をすることを怠り、又は不
正の公告若しくは届出をしたと
き。

二 第十一条第一項の規定に基く
政令に違反して、登記をするこ
とを怠り、又は不正の登記をし
たとき。

三 第十五条第七項若しくは第三
十四条において準用する商法第
二百四十四条、第四十四条第二
項において準用する保険業法第
九十一条又は第四十八条第一項
において準用する商法第四百十
九条若しくは第四百二十七条の
規定に違反して、書類を作成せ

ず、若しくはその書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第二十一条第五項の規定に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

六 第二十六条第二項の規定に違反して処分することを怠つたとき。

七 第二十七条第四項の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

八 第三十条第一項の規定（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に違反して総会を招集しなかつたとき。

九 第三十六条第一項の規定（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）又は同条第二項（第四十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第六條の規定に違反したとき。

十 第三十八条第一項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第四十八条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項又は第四十四条第二項において準用する保険業法第九十一条の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

十一 第三十八条第二項の規定に違反して、組合員名簿に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十八条第三項又は第四十八条第一項若しくは第四十八条第二項において準用する商法第二百八十二条第二項の規定に違反して、正当の理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

十三 第五十二条第二項において準用する保険業法第一百零一条第二項の規定に違反して、正当の理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

第六十一条 第九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体の法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号ホの次に次のように加える。

（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第 号）の規定に基いて設立された船主相互保険組合）

3 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」の下に「船主相互保険組合、」を加える。

4 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「木船相互保険組合、」を、「水産業協同組合法、」の下に「船主相互保険組合法、」を加える。

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十五日）

一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十八日）

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、課税の適正化に関する請願（第二〇九三号）

一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願（第二〇九七号）

一、喫煙用具の物品税軽減に関する請願（第二二一六号）

一、衛生かばんの物品税免除に関する請願（第二二四号）

一、かばん類の物品税軽減に関する請願（第二二七号）

一、低額所得者の給与所得率引下げに関する請願（第二二四三号）

一、所得税軽減に関する請願（第二二四九号）

税、地方税その他の公課のごとくが大阪市二十二区、なかでも周辺隣接区に比較して適正でなく極めて不均衡な負担となつてゐるので末端の税務当局、国税局に対し是正方を陳情したのであるが、何等期待することができないから、国会において実態調査をされて根本的に適正なる課税基準が確立されるよう処置されたいとの請願。

第二〇九七号 昭和二十五年四月十四日受理

たばこ事業の民営移管反対に関する請願

請願者 神奈川県中郡秦野町會谷 二、一七二神奈川県たばこ耕作組合連合会長 井上安三郎外九千七百八十名

紹介議員 小串清一君

たばこ事業の民営移管は、耕作、製造、販売の中製造、販売を民営とし耕作のみ現専売制度下に存続せしめんとするものであつて、自由競争と外国原料輸入等により耕作者の不安を生じ地方産業に与える影響も大きいから、たばこ事業の民営移管には反対であるとの請願。

第二二一六号 昭和二十五年四月十七日受理

喫煙用具の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都台東区南橋町一 一九東京都喫煙具工業協同組合 理事長 中村吉松外一名

紹介議員 松嶋喜作君

喫煙用具は、国民大多數の必需品であるばかりでなく、輸出品としても重要な地位を占めてゐる。しかるにこれらの品物に対する物品税が不当に高いた

め、最近商品代金の回収不能が増加し、業者を苦しめており、さらに近く予想される輸出不振期を迎えた場合、ストック品の内地販売、または輸出不適格品、契約破棄品の国内転売が困難となり、工場の維持および製品の質向上ができなくなる等、憂うべき状態にあるから、喫煙用具に対する物品税を軽減せられたいとの請願。

第二二四号 昭和二十五年四月十七日受理

衛生かばんの物品税免除に関する請願

請願者 東京都台東区象潟町二ノ五 三井松次郎

紹介議員 松野喜内君

衛生かばんは、衛生関係従事者の必需品であるばかりでなく、公衆衛生上極めて実用的なものである。しかるにこれに対して物品税が課せられてゐるため、その普及をはばんでゐるから、衛生かばん類に対する物品税を免除せられたいとの請願。

第二二七号 昭和二十五年四月十八日受理

かばん類の物品税軽減に関する請願

請願者 東京都台東区浅草三筋町一ノ四東京、大阪連合税制研究会 会内 堀川栄一

紹介議員 黒田英雄君

かばんは、いまや一般労働大衆および学生の必需品であるが、本年一月の皮革の統制廃止以来かばんが本来の資材である革を使うことになり、経済的かつ実用的製品ができるようになった。しかるにこれら製品に対する免税点は、代用資材使用時代のままであるがこれは極めて不合理であり、生産業者

の健全な發達をはばんでいるから、かばん類に対する物品税を一割に引き下げるとともに、免税点を三千円とせられたいとの請願。

第二一四三号 昭和二十五年四月十日受理

低額所得者の給与所得税率引下げに関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町三菱

紹介議員 吉田法晴君

炭鉱労働者の賃金は、昭和二十三年十二月以来坑内一方三百六十三円一箇月七千九百八十六円、坑外一方二百六十一円一箇月四千五百円の協定賃金にすえ置かれていたばかりか、昭和二十四年九月配炭公団の廃止以来自売と自立採算の建前の下に炭価が下り、販売炭代の未収に弱つた中小炭鉱はほとんど協定賃金の八割を支払つてゐるに過ぎないが、その中から二十パーセントから二十五パーセントの給与所得を控除されては妻子を抱えて生活することは不可能であるから、低額所得者の給与所得税率を引き下げられたいとの請願。

第二一四九号 昭和二十五年四月十日受理

所得税軽減に関する請願

請願者 群馬県佐波郡名和村大字

九四七 原申作外一千百十四名

紹介議員 星野芳樹君 梅津錦人

君 鈴木順一君 木檜三四郎君

中小企業者及び農民は税金を完納すると、経営はもとより生活権さえおびやかされるという現状で、農業協同組合も破産にひんし、折角解放された農

地のやみ売も行われている有様であるから、日本再建のため徴税問題に對し何等かの措置を講ぜられたいとの請願。

第四一一号 昭和二十五年四月十四日受理

課税の適正化に関する陳情

陳情者 佐賀市川原小路一五七

白壁信一

現行税制は、多くの不備点を持つてゐるが、加えて經濟情勢の變転のため、適正な課税が行われていないから、明確な納税を実現するため、(一)税の査定委員制度を復活すること、(二)積極的な税教育を実施すること、(三)国および地方自治体の年度内徴税額を周知すること等課税の適正化に關し、必要な処置を採られたいとの陳情。

第四二三号 昭和二十五年四月十五日受理

課税の適正化に関する陳情

陳情者 長崎県議會議長 岡本直

行

納税はもとより国民の義務ではあるが、現在の如く課税が過重で、しかも徴税が嚴格に過ぎると、却つて國民經濟の基盤を根本的に破壊するから、各種税制および税率について、再検討せられて課税の適正化を図られたいとの陳情。